

# 加算項目一覧表

グループホームかじかの里  
令和4年4月1日より適用

		加算名	金額			加算要件
			負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割	
職員配置	◎	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	44	66	事業所の介護職員のうち、同一法人に勤続10年以上の介護福祉士の職員が占める割合が30%以上の場合
その他		初期加算	30	60	90	入所開始日から30日以内の期間に加算
		若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	若年性認知症の方を受け入れ、サービスを提供した場合
		入院時費用	246	492	738	病院等へ入院した場合
処遇改善	◎	介護職員処遇改善加算Ⅱ	8.1%	8.1%	8.1%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合。 【介護サービス費】+【処遇改善加算以外の加算】×0.081で算出
	◎	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	3.1%	3.1%	3.1%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合。 【介護サービス費】+【処遇改善加算と特定処遇改善加算以外の加算】×0.023で算出

※1…◎は常時加算、空白は発生時や対象となる場合に加算となります。

※2…加算については、1日あたりの単位(円)となります。